

第12回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

署名者

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長

第12回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

1 開催日時

平成29年2月27日（月） 午後1時30分から午後2時40分まで

2 開催場所

第3委員会室（西館8階）

3 出席した委員

会長 佐野真一郎委員、掛布喜代子委員、石川正治委員、天野明彦委員

4 庶務を行うため出席した職員

行政課主幹 前田出、行政課課長補佐 野中知加子、行政課専任主査 石田哲久、
行政課情報公開グループ 中野友裕、同 吉田紘子

5 説明を行うため出席した職員

資産経営課課長補佐 山内克浩、資産経営課主査 長谷川淳、
資産経営課（財産・庁舎・車両管理グループ） 永井治邦

6 会議に付した事項

諮問第16号「公用車に設置したドライブレコーダーによる個人情報の収集及び提供について」

- ・事務局概要説明
- ・実施機関概要説明
- ・審議

7 議事概要

別紙のとおり

別紙 議事概要

1 運営審議会運営事項等について

- (1) 会議録の公開について
公開とする。

2 諮問第16号について

「公用車に設置したドライブレコーダーによる個人情報の収集及び提供について」

(1) 実施機関の説明

- ・ドライブレコーダー設置の概要
- ・ドライブレコーダーによる個人情報の収集及び提供の必要性について

(2) 質疑応答

委員	ドライブレコーダーの導入時に個人情報に係る取扱いを定めていなかったのは何故か。
実施機関	当初、導入した際は衝撃時録画タイプのみであったため、録画される範囲が限定的であったこと、また、画素数が低く個人の特定が難しかったことから細かい取扱いを定めていなかった。
委員	環境部の車両にもドライブレコーダーが設置されているとのことだが、民間委託業者が使用する車両にも設置されているのか。
実施機関	あくまで市が保有する公用車に限って把握しているのみであるため、民間委託業者の車両については把握していない。
委員	ドライブレコーダーに記録した画像を職員の安全運転講習会に使用することだが、その画像を使うことにより職員間で運転者の特定や交通事故発生場所の特定等ができてしまい、職員の負担となるおそれがあるのではないか。
実施機関	職員の安全運転講習会にドライブレコーダーの画像を使用するときは、当然に事故の事例として個人や事故発生場所が特定できない形で利用することを考えている。

委員	画像の使用により個人が特定されるおそれは払拭できないと思われるので、警察等と協力するなどして安全運転講習の場で使用できる資料を活用したほうがよいと思われる。
委員	データの取得・提供の可否については、実施機関の説明のとおり、取得する必要及び提供する必要があることは理解できるが、その判断基準を明確にしておく必要があるのではないか。例えば、「法令等の規定に基づく捜査機関からの照会」とは、具体的に何を指すのか。
実施機関	刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査照会のことである。また、判断基準を明確にしておくことは、そのとおりであると考えている。検討する。
委員	メモリーカードの管理はどのように行うのか。
実施機関	ドライブレコーダー設置の公用車を所管する課が管理を行う。
委員	一部のドライブレコーダーには上書き禁止ロックがついていると聞いたが、ロックをするかどうかの判断は誰がするのか。また、どのようにロックをかけるのか。
実施機関	ドライブレコーダー自体が衝撃を感知すると自動的に上書き禁止ロックがかかるようになっている。
委員	記録データを外部に提供する場合、どのように照会のあった該当データを取り出すのか。
実施機関	必要な部分のみを複製して渡すこととし、その目的を達したら速やかに消去する。

(3) 審議

- ・実施機関の説明のとおり、ドライブレコーダーにより個人情報を取得し、及び提供する必要はあることは認める。
- ・メモリーカード盗難等防止策として、メモリーカードの製造番号を控えておくことが肝要だと思われる。
- ・外部提供する場合、記録データの取り出し方については、メモリーカードをそのまま

提供することは危険であるため、必要最低限の該当箇所のみを別のメモリに写して提供する等の注意が必要であると考える。

- ・記録データの視聴、提供及び提供後の記録データの消去については、その安全性を担保するためのチェックが必要不可欠であると思われる。
- ・運用で定める事項についても、運用上漏れないようさらに検討を重ねてもらいたい。

(4) 審議の結果

- ・審議の結果、公用車に設置したドライブレコーダーによる個人情報の取得及び提供については認めるが、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その事務運用についてはさらに精査することとし、不適切な使用方法により当該個人情報が漏えい、滅失又は毀損等がされることのないようさらに議論を深めてほしい。